

第 12 回ジュニアヨット国際親善大阪レガッタ ミキハウスカップ大阪 2025

帆 走 指 示 書

{DP} の表記は、その規則の違反に対するペナルティーをプロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することが出来る事を意味する。これは規則 6 4. 1 を変更している。

1. 適用規則

1. 1 本レガッタには、2025-2028セーリング競技規則に定義された規則(以下規則という)を適用する。
1. 2 付則Tを適用する。
1. 3 使用言語間で矛盾が生じた場合は、英文を優先する。

2. 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下指示という)の変更は、それが発効する当日の08:30までに「レガッタ LINE オープンチャット」で連絡する。

3. 選手とのコミュニケーション

3. 1 公式掲示板はLINE オープンチャットで掲示する。
3. 2 競技者とのコミュニケーション

本レガッタは、選手への連絡方法として、レガッタ LINE オープンチャットで行われる。

なお、LINE オープンチャットでの競技者および支援者からの投稿は認めない。

下記のみキハウスカップ2025LINE オープンチャットに参加下さい。1艇最低1名参加下さい。LINE で使用するプロフィール名について、選手はセールナンバー・氏名、サポーターは所属クラブ・氏名を記載する。(選手登録例: JPN 1・大阪太郎、サポーター: 大阪ジュニア・大阪花子)

LINE URL : <https://bit.ly/421cBZG>

QR コード



3. 3 [DP] レース中、緊急の場合を除き、艇は無線通信の送信、及びすべての艇が利用できない無線通信の受信をしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

4. 行動規範

[DP] 競技者及び支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない

5. 陸上で発する信号

5. 1 陸上で発する信号は、陸上本部前のフラッグポールに掲揚する。信号がクラス旗の上に掲揚された場合は、そのクラスのみ適用する。
5. 2 [DP] 音響信号1声とともに掲揚するD旗は、「予告信号は、A海面では30分以降に、B海面では10分以降に発せられる。」ことを意味する。
艇はこの信号が発せられるまでは、指定された陸置き場所から移動してはならない。

6. レガッタ日程およびレーススケジュール

6. 1 レガッタ日程 2025年10月12日(日)

08:00	受付 プログラムが配布される、(帆走指示書)
09:00	開会式、スキッパーズミーティング
16:00	表彰式、親善パーティー
17:00	表彰式終了

6. レーススケジュール

A海面

10:00	ILCA4, ILCA6	第1レース	予告信号予定時刻
10:10	OP級上級者クラス	第1レース	予告信号予定時刻
※2レース目以降の予告信号は、前のレースが終了次第、適宜発せられる。			
※本レガッタは、各クラスとも5レースを予定している。			
※1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、レース委員会信号艇に音響1声とともにオレンジ色の「スタート・ライン旗」を掲揚する。			
※14:30以降は予告信号を発しない。			

B海面

10:00	OP級初級者クラス	第1レース	予告信号予定時刻
※引続いてレースを行なう。出来得る限り多くのレースを行う。			
※14:30以降は予告信号を発しない。			

7. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

A海面: OP級上級者クラス

OP級旗(黒色)

ILCA4, ILCA6
B海面：OP級初級者クラス

ILCA6 旗（緑色）
OP級旗（赤色）

8. レースエリアおよびコース

8. 1 Appendix Aにレースエリアを示す。
A海面、B海面とも、二色ハーバーの沖合いとする。
8. 2 Appendix Bにコース図を示す。
A海面はAppendix B-1、B海面は、Appendix B-2とする。
8. 3 A海面では、予告信号以前にレース委員会信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

9. 1 A海面は、No. 1～No. 3マークに黄色の円筒形ブイを用いる。
B海面は、No. 1～No. 2マークに黄色の球形ブイを用いる。
9. 2 スタート・マークは、A海面では、スターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にある赤色の円錐形ブイとし、B海面では、スターボードの端にあるレース委員会信号艇とポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。
9. 3 フィニッシュ・マークは、A海面では、スターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にある赤色の円錐形ブイとし、B海面では、ポートの端にあるレース委員会信号艇とスターボードの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。

10. スタート後のレグの変更とマークの移動

コースのレグは、準備信号の後には変更しない。この項は、規則33を変更している。

11. スタート

11. 1 レースは、規則26を用いて、予告信号をスタート信号の前5分とし、スタートさせる。
11. 2 スタート・ラインは、スターボード側の端となるレース委員会信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールとポート側の端となるスタート・マークとの間のコース側とする。
11. 3 スタート信号から4分以内にスタートしなかった艇は、審問なしにDNS（スタートしなかった）と記録される。この項は、付則A5を変更している。
11. 4 B海面のスタートに関しては、救助艇が指導することがある。

12. フィニッシュ

12. 1 A海面では、フィニッシュ・ラインは、スターボード側の端となる青色旗を掲げた運営艇のポールとポート側の端となるフィニッシュ・マークのコース側の間とする。
12. 2 B海面では、フィニッシュ・ラインは、ポート側の端となる青色旗を掲げた運営艇のポールとスターボード側の端となるフィニッシュ・マークのコース側の間とする。

13. コース短縮

13. 1 コース短縮の場合には、S旗とクラス旗を音響信号2声とともに回航マーク付近で掲揚する。

- 13.2 この場合、全てのヨットは回航マークとS旗を掲げた運営艇のポールとの間をフィニッシュするものとする。この項は規則32.2を変更している。

14. タイムリミット

- 14.1 タイムリミットは、A海面では当該クラスの規則30.3に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後15分とし、B海面では10分とする。
- 14.2 タイムリミットまでにフィニッシュしなかった艇は、審問なしにDNF（フィニッシュしなかった）と記録される。この項は、規則35、付則A4および付則A5を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15.1 規則の要件に加えて、抗議しようとする艇はレース委員会に通知する為にフィニッシュラインに位置するレース委員会艇に近づき被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。なおフィニッシュ後、レース委員会に対してその意思を伝えるまでの間に支援艇の乗員といかなる接触もしてはならない。
これは規則61.1(a)に追記している。
- 15.2 抗議、救済要求および審問の再開の要求は、陸上本部で用意する所定の書式に記入の上、その日の当該クラスの最終レース終了後45分以内に提出しなければならない。ただし、抗議締切時刻は、プロテスト委員長の裁量により、延長されることがある。
抗議締切時刻は、「レガッタLINE オープンチャット」で通知する。
- 15.3 レース委員会またはプロテスト委員会による艇への抗議を規則61.1(b)に基づき艇に伝えるために、抗議の公示を抗議締切時刻までに、「レガッタLINE オープンチャット」で通知する。
- 15.4 規則42違反に対し、付則Pに基づきペナルティーを課せられた艇の一覧は、抗議締切時刻までに「レガッタLINE オープンチャット」で通知する。
- 15.5 プロテスト委員会は、ほぼ受け付け順に審問を行う。競技者への審問の開始時刻、当事者および証人として指名された者への通告は、抗議締切時刻後15分以内に「レガッタLINE オープンチャット」で通知する。
- 15.6 規則66に基づく審問の再開は、判決を通告されてから15分以内とする。
この項は、規則66を変更している。
- 15.7 [DP]指示16、17、18、19、20、21、22および23の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則60.1(a)を変更している。

16. 得点

A海面では5レースを行う予定であり、B海面では出来る限り多くのレースを行う予定であるが、1レースの完了をもって大会は成立するものとする。天候その他の理由により、大会が成立しない場合でも再レースは行わない。なお、得点は全てのレースの合計で行なうものとする。
これは付則A2を変更している。

17. 申告

- 17.1 [DP]出艇・帰着申告は、選手、指導者または支援者が、陸上本部にて申告するものとする。
- 17.2 [DP]出艇申告は、その日の9時からD旗掲揚10分後までに行わなければならない。
- 17.3 [DP]帰着申告は、その日の当該クラスのレース終了後60分以内に陸上本部にて行わなければならない。

ただし、レース委員長の裁量により、申告締切時刻を延長する場合がある。

- 17.4 [DP]リタイアしようとする艇は、リタイアの意志を付近の運営艇にできるだけ伝えると共に帰着後、速やかにリタイア申告およびその理由を陸上本部にて申告するものとする。

18. 安全規定

- 18.1 参加選手は、離岸から着艇までの間、ライフジャケットを着用しなければならない。
- 18.2 レース委員会は、危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告または強制的に救助を行うことができる。

19. 装備の交換

[DP]損傷または紛失した装備の交換をした場合は、出来るだけ速やかにテクニカル委員会に対して届け出しなければならない。

20. 計測

- 20.1 [DP]規則78は適用しない。ただし、テクニカル委員会が、レガッタ期間中に疑義を認め、計測、計量またはその他の手段により性能上著しく有利であることを確認した場合は、当該艇に対して抗議を行うことがある。
- 20.2 [DP]テクニカル委員会は、必要に応じ随時計測を行うことができる。

21. 運営艇

運営艇の標識は、次の通りとする。

レース委員会信号艇	「JJYU」旗
レース委員会艇	「RC」旗
救助艇	「RESCUE」旗
プロテスト委員会艇	「JURY」旗
連絡艇	「RC」旗

22. サポートボート

- 22.1 [DP]サポートボートは、レガッタ受付時に所定の様式により、実行委員会からその使用許可を受けなければならない。
- 22.2 [DP]使用許可を受けたサポートボートには、参加受付時に貸与された緑色旗を掲揚しなければならない。ただし、ポールは当該クラブで用意する。
- 22.3 [DP]サポートボートの乗員数は、救助活動に備え、当該艇定員の1/2（少数以下切り

上げ)を越えないこととする。

- 2 2. 4 [DP]サポートボートは、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期もしくは中止の信号を発するまで、レースエリアに入ってはならない。
- 2 2. 5 [DP]サポートボートに救助活動の要請をすることがある。その場合には、レース委員会の信号艇に音響連続短音とともに「数字旗 8」を掲揚する。この場合には指示 2 2. 4 は適用しない。この項は、規則 3 7 を変更している。
- 2 2. 6 [DP]サポートボートは賠償責任保険に加入していること。
- 2 2. 7 [DP]サポートボートは出着申告を陸上本部で行うこと。

2 3. 責任の所在

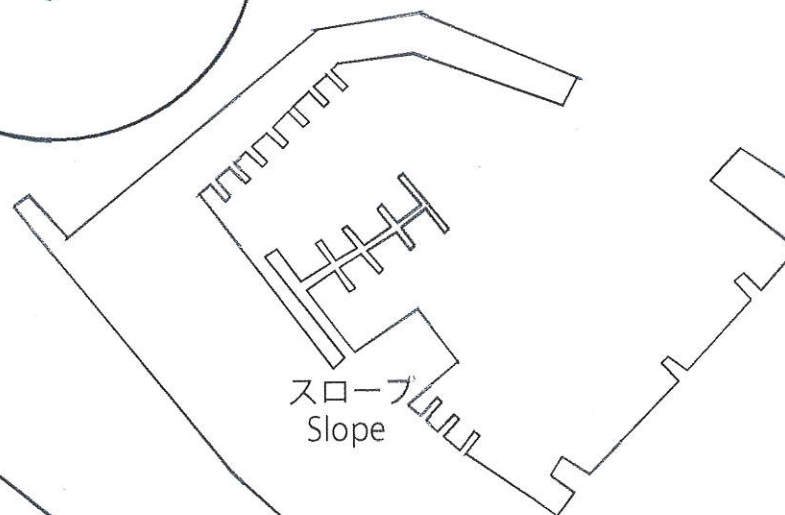
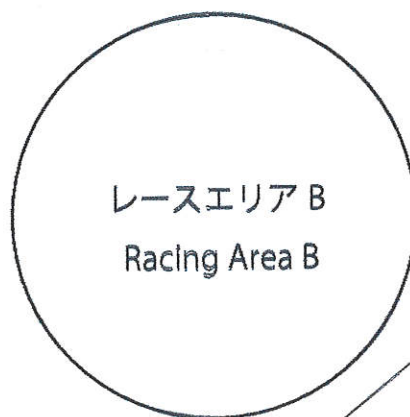
参加選手は、完全に自己のリスクで本レガッタに参加している（規則 4 参照）。

主催者および本レガッタに関与するその他すべての団体ならびにこれらに属する役員は、レガッタ前、レガッタ期間中またはレガッタ後と関連して受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を負わない。

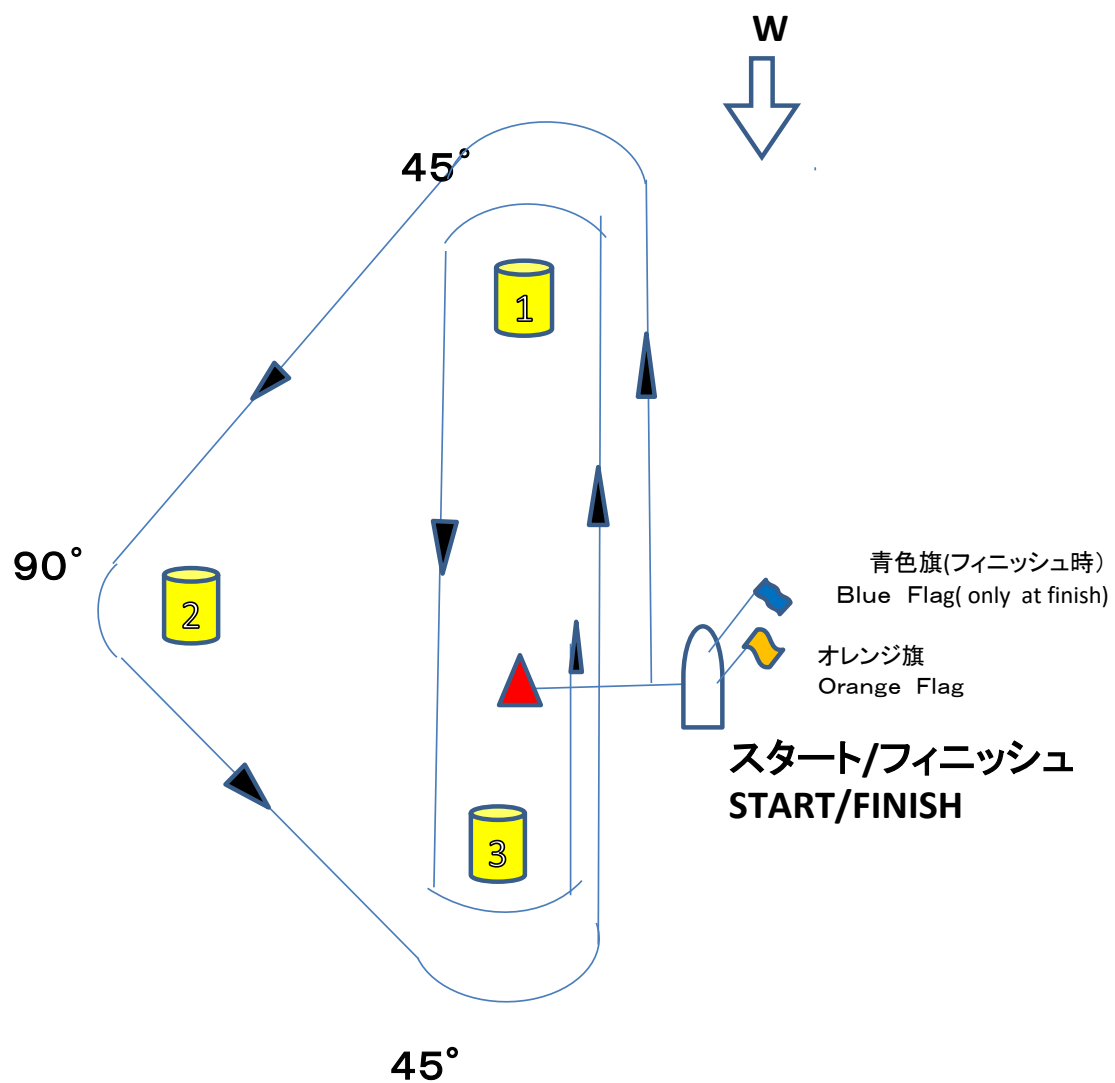
2 4. ごみの処分

艇はごみを海上に投棄してはならない。ごみはサポートボート又は運営艇に渡してもよい。

4

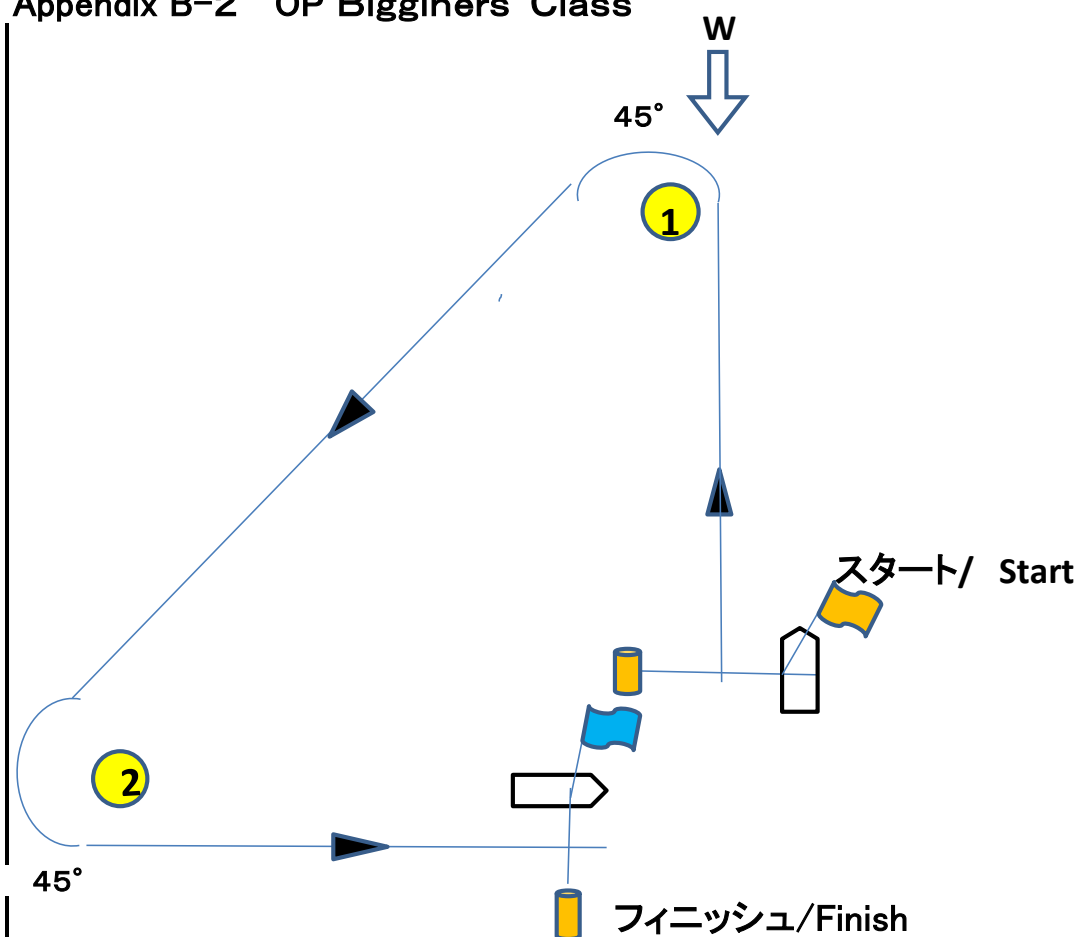


Appendix B-1 OP級上級者クラス、ILCA4、6
Appendix B-1 OP Advanced Class, ILCA4,6



スタート/Start⇒1⇒2⇒3⇒1⇒3⇒F

Appendix B-2 OP級初級者クラス
Appendix B-2 OP Bigginers' Class



スタート/Start⇒1⇒2⇒フィニッシュ/Finish